

坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱

制定	平成16年5月24日
	坂戸市告示第107号
改正	平成17年5月19日
	坂戸市告示第137号
改正	平成18年12月1日
	坂戸市告示第297号
改正	平成19年1月23日
	坂戸市告示第16号
改正	平成20年1月23日
	坂戸市告示第15号
改正	平成25年4月1日
	坂戸市告示第75号
改正	平成25年11月1日
	坂戸市告示第280号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が管理する施設、物品、印刷物等（以下「施設等」という。）に掲示又は掲載（以下「掲載」という。）する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の要件)

第2条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種であるもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）の適用を受ける業種であるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 広告内に土地若しくは建物の個別物件又は個別の商品、サービスの説明若しくは売買紹介に係る記載のあるもの
- (7) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載の条件)

第3条 広告の掲載を行う施設等、規格及び料金については、別表のとおりとする。

2 広告の掲載の決定を受け掲載を行う者（以下「掲載者」という。）は、広告の掲載に係る料金を、市長の指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 広告の掲載期間は、市が発行する印刷物を除き、1年間とする。ただし、掲載者が希望する場合は、1月単位とすることができる。

4 広告の掲載位置は、市の指定する位置とする。

(掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は、坂戸市公共施設等有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載をしようとする広告の原稿、図面等を添えて、市長に申し込まなければならない。

(掲載の決定)

第5条 市長は、広告の掲載の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、坂戸市公共施設等有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、別に定める坂戸市有料広告選定委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

(掲載者の特例)

第6条 募集期間を設け募集を行った場合において、2以上の申込みがあったときは、抽選により掲載者を決定する。

2 掲載者が引き続き広告の掲載を希望したときは、これを優先することができる。

(掲載者の責任等)

第7条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

2 掲載者は、広告の掲載期間終了後速やかに施設等の原状回復を行わなければならない。

3 版下原稿、広告の作成経費及び施設等への取付・撤去経費は、掲載者の負担とする。

4 掲載者は、市が発行する印刷物を除き、掲載された広告が不適切な管理により市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

5 施設等へ掲載された広告が破損等した場合において、その修復にかかる経費は、市の責めによる場合を除き、掲載者の負担とする。

(掲載の取消し)

第8条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、市長が指定する期日までに掲載者が版下原稿を提出しなかったとき、又は広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載料金の還付)

第9条 市長は、広告の掲載が決定した後に掲載者の責めによらない理由により、広告を掲載できなかったときは、広告の掲載料金を還付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年7月1日から施行する。

(坂戸市内公共施設循環バス停留所標識利用広告掲載要綱の廃止)

2 坂戸市内公共施設循環バス停留所標識利用広告掲載要綱(平成15年坂戸市告示第25号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に廃止前の坂戸市内公共施設循環バス停留所標識利用広告掲載要綱の規定に基づき掲載されている広告については、この告示による坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱に基づき掲載されたものとみなす。

附 則(平成17年度告示第137号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年度告示第297号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、平成19年度以降に掲載する広告について適用し、平成18年度に掲載する広告については、なお従前の例による。

附 則(平成19年度告示第16号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年度告示第15号)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び様式第1号(裏面)の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

施設等	規 格 等	料 金	
市庁舎内（1階高齢者福祉課上部ひさしを除く）又は市公共施設内	広告面積0.1平方メートルにつき（0.1平方メートル未満の端数がある場合は、小数点以下2位を切り上げるものとする。）	年額 6,000円 月額 500円	
市庁舎1階高齢者福祉課上部ひさし	1枠につき	年額 120,000円 月額 10,000円	
一般庁用車	1車両につき（両側各1平方メートル以内）	年額 60,000円 月額 5,000円	
ごみ収集車	1車両につき（両側各1平方メートル以内）	年額 60,000円 月額 5,000円	
広報さかど	縦50ミリメートル×横90ミリメートル	各号 20,000円	
	縦50ミリメートル×横180ミリメートル	各号 40,000円	
坂戸市ホームページ	1枠につき	年額 180,000円 月額 15,000円	
市民バス停留所標識	A3判1箇所につき	坂戸駅北口 若葉駅 北坂戸駅東口	年額 30,000円 月額 3,000円
		その他	年額 20,000円 月額 2,000円
	A4判1箇所につき	坂戸駅北口 若葉駅 北坂戸駅東口	年額 15,000円 月額 1,500円
		その他	年額 10,000円 月額 1,000円
市民バス時刻表	縦45ミリメートル×横88ミリメートル	時刻表の印刷1回につき 25,000円	

